

# 令和6年度あおりマッチングシステム「A I（あい）であう」プロモーション業務 仕様書

## 1 委託業務の名称

令和6年度あおりマッチングシステム「A I（あい）であう」プロモーション業務

## 2 趣旨

結婚を希望する方の出会いを支援するあおりマッチングシステム「A I（あい）であう」の利用促進を目的として、県民が多数参加する民間イベントへの出展によるPRやSNS広告等により、「A I（あい）であう」の県内での認知度を高め、登録につなげるものである。

### あおりマッチングシステム「A I（あい）であう」

結婚を希望する方の出会いを支援するため、県と市町村が共同で運営する「あおり出会いサポートセンター」において運用しているシステム。

時間や場所を問わずにお相手の検索、お見合いの申し込みがオンラインでできるほか、A I（人工知能）を活用したお相手紹介機能を有しており、利用の際には本人確認を実施していることから、安心して利用することができる。

## 3 業務内容

### (1) イベント出展によるPR

多数の来場者が見込まれる県内で開催されるイベントに出展し、あおりマッチングシステム「A I（あい）であう」の特徴や登録方法のPRを実施する。

#### ①出展回数

2回以上

#### ②出展イベント

多数の来場者が見込まれ、「A I（あい）であう」をPRするのに適したイベントを選定し、2回以上出展すること。

なお、出展イベントのうち、1回は令和6年7月6日～7日に青森市で開催予定のクラフトフェア「A-line」とする。

#### ③展示・PRする内容

- ・あおりマッチングシステム「A I（あい）であう」に関すること
- ・あおり出会いサポートセンターに関すること
- ・その他、出会いや結婚に関する若年者の関心が高まるような内容 等

#### ④来場者数

1日300名を目標とする。

#### ⑤業務内容

- ・イベント出展の申込、イベント主催者との連絡調整、出展費用の支払い
- ・当日の運営・PR
- ・会場設営、PRに必要な物品の用意（テント、テーブル、装飾物、販促物 等）
- ・来場者数の集計

#### ⑥その他

あおり出会いサポートセンターリーフレット（A4三つ折りサイズ）及び若年者向け結婚支援情報誌は県が提供する。

### (2) 販促物の制作

あおりマッチングシステム「A I（あい）であう」をPRすることを目的として、イベント等において配布する販促物（ノベルティグッズ等）を制作すること。

(例)・「A I（あい）であう」のロゴマークや利用方法等を掲載したPR用カード

- ・「A I（あい）であう」をPRするウェットティッシュやティッシュ
- ・ボールペンやメモ 等

<制作数 3,000個程度>

### (3) SNS 広告等

#### ① 広告の制作

ア システムの利用者を募集する web 広告を制作すること。

イ web の特性に適した静止画像（バナー等）又は動画を制作すること。

内容は、青森県の広告であることに加えて、「AI（あい）であう」の概要や特徴、会員募集について、視覚的に容易に理解できる内容にすること。

#### ② 広告媒体への出稿

ア 広告のランディングページは、県が指定する URL（あおり出会いサポートセンターホームページ）とすること。

イ 広告媒体は、X、Instagram、Facebook、ディスプレイ広告等複数の媒体を効果的に組み合わせること。

ウ 配信内容については、県と相談のうえ決定すること。

エ ターゲティングについては、概ね下記のとおりとする。

○居住地：青森県

○年齢層：18～49歳

○性別：男女

○その他：結婚及び婚活、交際に関心のある層に配信されるよう適切なキーワードや行動等を設定すること。

オ 広告は、令和6年9月～11月を中心に配信すること。

カ 出稿の際に必要なアカウントは原則、受注者が用意すること。

#### ③ 成果レポート

クリック回数や視聴者の年齢、性別等の閲覧情報について、集計・分析したレポートを県に提出すること。

### (4) その他

本事業を実施する際は、結婚を希望しない人や結婚を希望していても結婚支援を受けることを苦痛と捉える人もいることなどに配慮し、特定の価値観を押し付けたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないように留意すること。

## 4 成果品

(1) 業務報告書

(2) 上記3 (1)～(3)の制作物

(3) 上記3 (1)～(3)の電子データを保存した電子媒体（DVD等）

(4) その他、本業務で実施した取組に係るデータ等

## 5 履行期限

令和7年1月31日（金）

## 6 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、発注者と受注者との協議により決定するものとする。